

佐賀市点字・音声等活用メニュー作成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀市内において、飲食店等で活字や写真によるメニューを確認することができない視覚障がい者が、メニューの内容を確認することができるよう、点字や音声等を活用したメニュー（以下「点字メニュー等」という。）を作成し、設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 佐賀市内に店舗、施設等を有する者
- (2) 市税の滞納がないこと。

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者は、前項各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、佐賀市内の店舗、施設等において点字や音声によるメニュー作成、設置に取り組む事業とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。ただし、補助対象経費として申請する点字メニュー等の作成に要する経費が佐賀市中央大通り「さがすたいる」推進事業補助金の補助対象経費と

重複する場合、補助対象経費から除外する。

2 補助金額は、別表1に掲げる額とする。

3 前項により算出された金額が別表1に掲げる上限額を超える場合、当該上限額を補助金額とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条に規定する交付申請書は、佐賀市点字・音声等活用メニュー作成事業補助金交付申請書(様式第1号)とし、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 点字メニュー等作成にかかる金額が分かるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第6条 規則第6条第1項に規定する交付決定通知書は、佐賀市点字・音声等活用メニュー作成事業補助金交付決定通知書(様式第2号)とする。

(補助事業の変更)

第7条 規則第8条第1項に規定する変更申請書は、佐賀市点字・音声等活用メニュー作成事業変更申請書(様式第3号)とし、第5条各号に掲げる書類を添えて市長に提出することとする。

2 規則第8条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助基準額の20パーセント以内の変更であり、かつ、補助金額が減額となるとき。

(2) 補助事業の内容のうち、目的及び効果に影響しない程度の事業計画の細部を変更するとき。

3 規則第8条第3項に規定する交付変更通知書は、佐賀市点字・音声等活用メニュー作成事業補助金交付変更通知書(様式第4号)とする。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、佐賀市点字・音声等活用メニュー作成事業実績報告書(様式第5号)とし、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 点字メニュー等作成に要した金額が分かるもの

(2) 作成した点字メニュー等の写真

(3) 点字メニュー等の設置状況が分かる写真

(4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業を完了した日から30日を経過した日又は当該会計年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第13条に規定する確定通知書は、佐賀市点字・音声等活用メニュー作成事業補助金確定通知書(様式第6号)とする。

(補助金の交付)

第10条 規則第14条第2項に規定する交付請求書は、佐賀市点字・音声等活用メニュー作成事業補助金交付請求書(様式第7号)とする。

(交付の取消し)

第11条 市長は、規則第15条第1項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しを決定したときは、佐賀市点字・音声等活用メニュー作成事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 規則第16条に規定する返還命令書は、佐賀市点字・音声等活用メニュー作成事業補助金返還命令書(様式第9号)とする。

(帳簿書類の整備、閲覧等)

第13条 補助事業者は、交付請求額の算出基礎を明らかにした帳簿書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助事業者に対し、前項の帳簿書類の閲覧を求め、又は必要な報告を求めることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

補助対象経費	補助基準額	補助金額	上限額
佐賀市内の店舗・施設等に設置する点字メニュー等の作成に要する経費	佐賀市内の店舗・施設等に設置する点字メニュー等の作成に要する金額	補助基準額から1,000円を控除した額	25,000円 (1店舗・施設等あたり)